

こんな **困った** を

サポートできる特約があります。

例えば…

病気や事故で入院し、
本人(被共済者さま)の
意識が戻らない場合



例えば…

認知症で、
本人(被共済者さま)の
意思表示ができない場合



被共済者さまの治療のために必要な「治療共済金」や「入院共済金」などは、
被共済者さまご本人からのご請求が必要です。
この場合は、被共済者さまご本人からの共済金請求が困難に…。

JA共済では

指定代理請求特約

をご用意しています。

指定代理請求特約とは…

共済金等の受取人である被共済者ご本人が、それらの支払いを請求できない身体状況にあるなど、特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された代理人が被共済者に代わって共済金等を請求いただけるものです。

いざというときのために、「**指定代理請求特約**」を
付加して、指定代理請求人を決めておきましょう。



指定代理請求人
になれる人

- ① 被共済者の戸籍上の配偶者
- ② 被共済者の直系血族
- ③ 被共済者の兄弟姉妹
- ④ 被共済者の3親等内の親族

次のうち、共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた方

- ⑤ 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
- ⑥ 被共済者の財産管理を行っている方

※子ども共済の場合は、承継共済契約者を指定代理請求人とする等、取扱いが異なります。

既契約について(この特約を付加できるご契約)

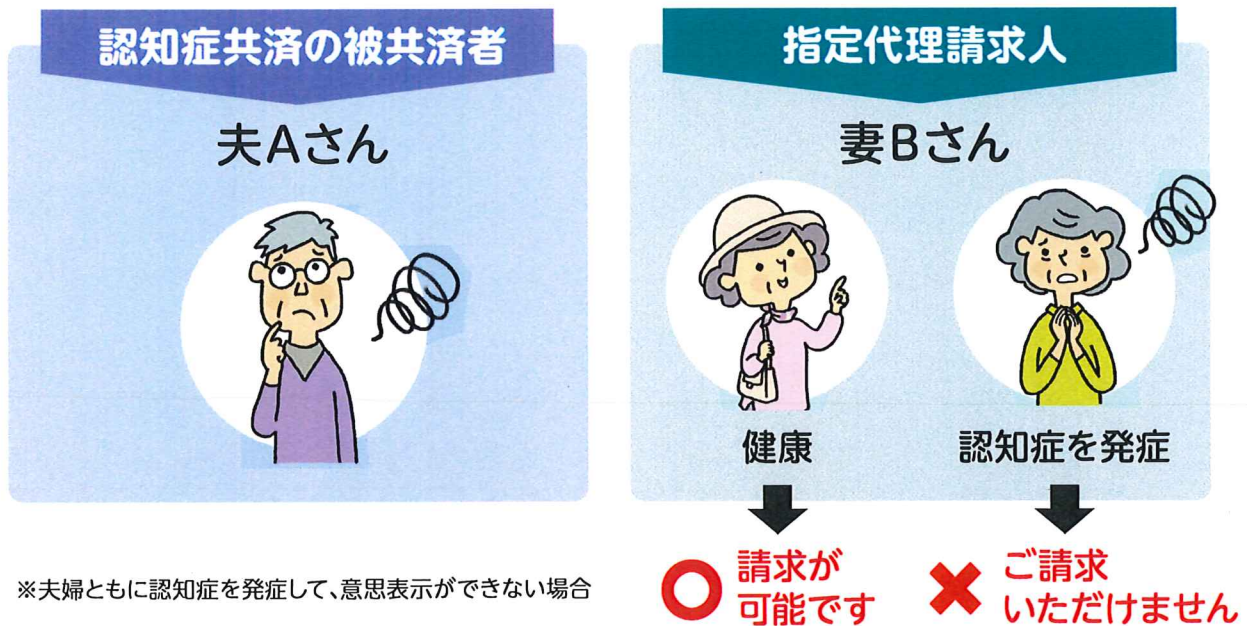
●平成6年4月1日以降に締結された生命総合共済(一時払終身共済を除きます) ●平成6年3月31日以前に締結された終身共済、養老生命共済および年金共済。

指定代理請求人は**変更することが可能**です。

指定代理請求人をご指定してから
ご家族の変化や気になることはございませんか？

夫や妻を指定代理請求人に指定されている場合、
ご本人(被共済者さま)だけでなく、指定代理請求人も共済金を
請求することが困難なケースの発生に注意が必要です。

例えば…



上記のようなケースでは、
例えばお子さまを指定代理
請求人に変更することで、
**もしもの場合にお手続きいた
だけます。**



JAでは、皆様のご意向に沿って、保障内容だけでなく契約関係者についても点検させていただきます。
円滑な点検のためにも、ご家族のご同席をお願いいたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、
ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しい情報は
ホームページをご覧ください

JA共済ホームページアドレス

<https://www.ja-kyosai.or.jp>

お問い合わせは